

# 令和8年度豊かな海づくり実践活動推進事業実施要領

公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会

## 1. 趣旨

本事業は水産動植物の増殖及び養殖の推進、水産動植物の育成環境の保全、資源の適切な管理及び海業の振興等に関する活動を推進する漁業者が中心となって構成する組織又は団体に対して必要な経費の一部を助成し、その結果を報告書として取りまとめ、当協会ホームページで公開することにより、これらの活動を全国各地へ普及、定着を促進させることに寄与するものである。

## 2. 助成対象となる活動、対象団体等

### (1) 豊かな海づくり実践活動

#### 1) 対象活動

- ① 水産動植物の増殖及び養殖の推進、水産動植物の育成環境の保全、資源の適切な管理、海業の振興等に関する活動とする。
- ② 対象活動は都道府県からの推薦を必要とする。
- ③ 原則として4月1日から翌年2月末日に実施される活動とする。
- ④ 過去の活動に対する実績は問わない。

#### 2) 対象団体

- ① 漁業者が中心となって構成する豊かな海づくりを実践する組織又は団体であって実践活動の実施にあたり、都道府県水産主務課、水産試験場、栽培漁業センター及び水産業改良普及所等からの指導協力が得られること。
- ② 水産・海洋系高等学校の生徒が中心となって構成する豊かな海づくりを実践する組織又は団体であって、担当する教員等の指導・協力が得られること。

#### 3) 採択

- ① 対象団体は、提出された申請書の内容を審査し選定する。
- ② 活動経費が当協会助成費のみでの事業は原則として対象外とする。
- ③ 助成対象は実践活動によって「かかり増した経費」とし、実践活動団体の構成員等に対する人件費、用船料等の支払いは対象外とする。
- ④ 1活動に対する助成額の上限は下表のとおりとするが、当協会の判断により減額する場合がある。

表. 1 活動に対する助成額の上限

活動の種類	助成額の上限
2) ①の活動	40万円
2) ②の活動	20万円

- ⑤ 同一団体の同類活動への継続年数制限は最長3年間とするが、このことは3年間の継続を担保するわけではない。

- ⑥ 申請件数が多い場合は、新規あるいは助成継続年数の短いものを優先する場合がある。
- ⑦ 同一都道府県からの推薦活動数は1活動とし、(2) 2) との重複申請は原則として認めない。但し、(1) 2) ②の活動にあつては、その限りではない。
- ⑧ 助成金の請求は、2月末日までとするが、必要があれば支出後、何時でも可とする。なお、2月末日前に請求した場合、その後目的が達成できなく報告書の作成まで至らない場合は、助成金の返金を求める場合がある。

## (2) 藻場再生・ブルーカーボン推進実践活動

### 1) 対象活動

藻場再生・ブルーカーボンの推進に資する、①持続可能な活動組織の構築を目指した藻場再生着手・活動組織の立ち上げ支援、②地域で普及していない新技術・手法の試験導入・実証を通じた効果的な藻場再生手法の普及、③食害生物の食用化等有効活用（食べる磯焼け対策）の推進等とする。

なお、本事業は令和6～8年度の3カ年に限って藻場再生・ブルーカーボン推進緊急対策資金積立資産を取崩して実施されるものであり、積立資産の残額見込みが限られていることから、令和8年度は原則として新規採択は行わないとともに、継続事業においても採択できない場合が想定されるので、ご留意願いたい。

### 2) 対象団体

漁業者が中心となって構成する組織又は団体であつて、実践活動の実施にあたり、都道府県水産主務課、水産試験場、栽培漁業センター及び水産業改良普及所等からの指導協力が得られること。

### 3) 採択

- ① 対象団体は、提出された申請書の内容を審査し選定する。
- ② 活動経費が当協会助成費のみでの事業は原則として対象外とする。
- ③ 助成対象は実践活動によって「かかり増した経費」とし、実践活動団体の構成員等に対する人件費、用船料、食害生物買取費用等の支払いは対象外とする。
- ④ 1活動に対する助成額の上限は100万円とする。
- ⑤ 同一都道府県からの推薦活動数は1活動とし、(1) 2) ①との重複申請は原則として認めない。

## 3. 活動結果の報告

予定した活動が終了した場合、結果報告書を速やかに当協会に提出すること。

提出された結果報告書は取りまとめて、当協会ホームページで公開することとしており、別添活動結果報告書執筆要領に従い作成すること。

## 4. 事業実施における対象団体および指導機関の留意事項

- 1) 活動の実施にあつては、都道府県の水産関係機関又は、担当教員等から適切な指導を

受けること。

- 2) 活動の経過については、当協会の要請があった場合、すみやかにその現況を報告すること。
- 3) 当初の計画について大きく変更する場合には、事前に当協会に連絡すること。
- 4) 当協会が開催する講習会や会員が開催する研修会等への出席依頼があった場合、その活動等について事業対象団体及び関係機関より担当者を派遣し報告すること。
- 5) 特に栽培漁業・資源管理・漁場保全に係る活動については、この実践活動による成果、又は、この実践活動を発端としての活動の展開等により、豊かな海づくりの推進に功績があったと当該都道府県が判断した場合は、該当都道府県より全国豊かな海づくり大会功績団体表彰への推薦に努める。

## 5. その他

- 1) 令和8年度事業への応募状況及び予算の執行見込みを踏まえ、追加公募を実施する場合がある。
- 2) この事業を推進するために必要であり、この実施要領に定めのない事項については当協会がその都度決定する。